

岩手中部水道企業団条件付一般競争入札説明書

岩手中部水道企業団が行う条件付一般競争入札については、入札心得のほかこの入札説明書により取扱うものとします。

岩手中部水道企業団では、入札における透明性・公平性の向上を図り、より一層の競争性を確保するため、令和元年6月から「条件付一般競争入札」を全業種対象に実施しています。

1 入札の公告

公告は原則として、木曜日に行います。工事等の案件ごとに岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

2 入札参加申請の方法

- (1) 入札参加を希望する方は、公告で定める期日までに、案件ごとに岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「参加申請書」という。）を提出してください（郵送の場合は、書留、特定記録郵便等の発送と受領が記録される方法による提出を推奨します）。
- (2) 参加申請書の確認を行い、入札の条件を満たしていると認められた者が当該競争入札に参加することができます。
- (3) 開札後、落札候補者のみ入札参加資格書類の審査を行いますので、参加申請書提出の際には、参加申請書以外の書類は必要ありません。

3 設計図書の閲覧、設計図書に対する質問及び回答

(1) 設計図書の閲覧

工事等の設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）は、企業団ホームページに掲載しますので、各自閲覧してください。また、事務所での閲覧、貸与は行いません。

(2) 設計図書に対する質問及び回答

設計図書に対する質問がある場合には、質問書（様式第3号）をFAX又はメールにより提出してください。回答は、企業団ホームページに掲載します。

4 入札書等の提出

(1) 入札時の提出書類

入札参加者は、次の書類を公告で定める日時、場所に提出してください。

ア 入札書（様式第5号）

イ 工事費内訳書（様式第6号） ※建設工事の場合

ウ 業務委託費内訳書（様式第7号） ※建設関連業務の場合

(2) 入札書（内訳書）の提出方法

入札書及び内訳書は、封筒に入れず2つ折りで入札してください。

(3) 代理人が入札する場合

入札参加者の代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第8号）を提出してください。

(4) 入札書の記載方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとする。

イ 金額の頭部に余白が生じないよう「¥」を記入するか、使用印を押印すること。

ウ 金額表示はアラビア数字を使用すること。

(5) 工事費（業務委託費）内訳書

ア 内訳書の工種等（費目等）には、案件ごとの金抜き設計書を基に記載すること。

イ 入札書と内訳書の金額は合致させること。

5 入札の無効

企業団の入札心得第8又は工事費内訳書提出要領第5に示す入札をした場合は、無効となります。

6 入札の辞退

(1) 参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札の執行前までに入札辞退書（様式第9号）を総務課へ提出してください（郵送の場合は、入札日の前日までに総務課に到達させること。）。

(2) 入札の執行中においては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を入札会場で提出してください。

(3) 入札辞退書を提出せず、入札を欠席した場合は、指名停止措置の対象となる場合がありますので注意してください。

7 入札回数、再度入札及び入札不調

(1) 参加申請書の提出があり、入札参加を認められた者が1人以上いるときは、入札会を開催します。

(2) 予定価格を事前公表する案件の入札回数は、1回とし、予定価格を超える価格での入札は失格とします。

(3) 予定価格を事前公表しない案件の入札において、1回目の入札で予定価格の範囲内に入札者がなく、落札候補者が決定しなかった場合は、直ちにその場で再度入札を行

います。再度入札は最大2回まで行い、再度入札を行っても落札候補者が決定しない場合、その入札は不調とします。

8 開札

開札は、公告で定める日時及び場所において、入札後、直ちに行います。

9 開札の傍聴

開札は、入札参加者以外の方でも傍聴ができます。傍聴希望の方には、開札開始前に備え付けの「開札傍聴人調書」に氏名等を記入していただきます。事前の申し込みは不要です。

10 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最も低い価格の者を落札候補者として決定します。ただし、低入札価格調査対象の案件であり、調査基準価格未満での応札があった場合は、低入札価格調査試行取扱要領の規定を適用します。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、入札会場でくじ引きにより落札候補者を決定します。

11 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者として決定した場合は、落札候補者の決定日の翌日から起算して2日以内に、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第10号）のほか、公告内容に応じて次の書類を提出してください。
 - ア 総合評定値通知書（経審の写）
 - イ 建設業の許可証（写）
 - ウ 技術者配置調書（建設工事の場合は様式第11-1号、建設関連業務の場合は様式第11-2号、役務の提供の場合は様式第11-3号）
 - エ 工事施工実績調書（様式第12号）
 - オ 業務履行実績調書（様式第13号）
 - カ その他企業長が必要と認める書類
- (2) 提出された書類から落札候補者の入札参加資格を審査し、入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を落札者に通知します。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位者を落札候補者として同様に審査を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返します。

12 落札候補者の辞退

- (1) 落札候補者となった者が正当な理由により落札者となることを辞退する場合は「落札候補者の辞退届」の提出が必要です。提出期限は、入札参加資格確認申請書と同じく、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内とします。

- (2) 辞退が認められた場合の当該入札は、無効とみなします。ただし、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、業務に関する不正又は不誠実な行為として指名停止等の措置を行います。

【正当な理由とは】

- ① 配置予定の技術者が死亡、傷病又は退職等により配置できず、代替技術者もない場合
- ② 同日に開札した企業団発注の複数の工事等の落札候補者となったが、配置できる技術者に不足が生じた場合
※この場合、開札時間が最も遅いものから順に辞退することができます。なお、繰上げにより落札候補者となった工事については、実際の開札時間にかかわらず、開札時間が最も遅いものとみなします。
- ③ 次順位の者が落札候補者に繰り上がった場合に、配置予定の技術者を開札後に他の工事等に配置しており、代替技術者もない場合
- ④ 建設業許可の取消し等、真にやむを得ない事由により工事を適切に完了する見込みがない場合
※①～④のいずれの場合においても証明書等による事実確認ができる資料の提出が必要です。

13 入札結果

入札結果は、企業団ホームページで公表します。

14 その他

この説明書のほか、公告内容、入札心得等を必ず熟読したうえで入札してください。
様式は、企業団ホームページからダウンロードしてください。

担当 総務課契約管理係
電話 0198-41-5315